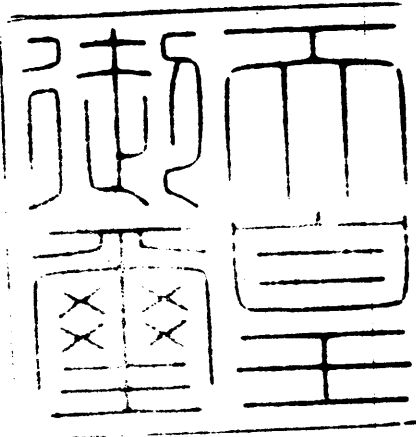


勅令第三百五十號

朕極密顧問ノ諮詢ヲ經テ地方總監府官
制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

裕仁



昭和二十年六月十日

日
月

内閣總理大臣男爵 鈴木貫太郎
 内務大臣 安倍源基

勅令第三〇五号

地方自治官制

第一條 地方自治ハ大官區劃ニ依リテ地方ニ設ケル各級ノ行政ヲ統轄シ法令又ハ特別ノ委任ニ依リ其ノ職務ニ關スル事務ヲ管理ス

地方自治府ノ名稱、位置及管轄區域ハ別表ニ依リ

第二條 地方自治府ニハ總シテ左ノ職員ヲ置ク

- | | |
|-------|----|
| 地方自治府 | 總理 |
| 地方自治廳 | 總理 |
| 地方自治課 | 總理 |
| 地方自治官 | 總理 |
| 地方自治官 | 總理 |
| 地方自治官 | 總理 |

印
限

國事官 本任百十七人 本任

事務官 本任五十九人 本任

員 本任四百二十六人 本任

地方自治法ハ北海道地方自治府及關東地方自治府ニハ之ニ依リテ

地方自治法、地方自治法及地方自治法ニ依リテ、其第一項ノ設置ノ各
地方自治府ニ於ケル定員ハ内務大臣之ニ定ム

第五條 地方自治法ハ行政全般ノ職務ニ付テハ内務大臣大臣ノ指
揮監督ヲ受ケ内閣又ハ各省ノ監督ニ付テハ内務大臣大臣又ハ
各省大臣ノ指揮監督ヲ受ケ

第六條 地方自治法ニ關スル事務ハ内務大臣之ニ歸ス

第五條 地方自治法ハ其ノ組織又ハ特別ノ委任ニ依リテ、管内一級又ハ

其ノ一部ニ地方自治府令ニ設ケ之ニ三月以下ノ期限若ハ期間、
拘留、百圓以下ノ罰金又ハ料科ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第六條 地方自治法ハ非常急務ノ場合ニ際シ兵力ヲ要シ又ハ警備ノ
爲メ兵備ヲ要スルコトハ内務大臣ノ指揮監督ノ下ニ命令官ニ移譲シテ出
兵ヲ附フコトヲ得

第七條 地方自治法ハ所屬ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ハ功績ハ内務
大臣ニ具狀シ列任官ノ進退ハ之ニ行フ

第八條 地方自治法ハ管内ニ關係アル地方官署ノ長ニシテ命令ヲ以
テ指定スルモノ（以下地方官署ノ長ト稱ス）ヲ指揮監督シ其ノ

功績ハ内務大臣ノ功績ニ具狀スルモノトス

判
判

印
冊

第九條 地方官署ハ地方官署ノ長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違
ヒ、公衆ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命
令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第十條 地方官署ハ其ノ職權ニ關スル事務ノ一部ヲ地方官署ノ長
ニ委任スルコトヲ得

第十一條 地方官署ハ地方官署ニ在ケル事務ヲ整理シ各部ノ事務
ヲ監督シ地方官署事務マシトキハ其ノ職務ヲ代理ス

北條地方官署及關西地方官署ニ在リテハ地方官署事務マシ
トキハ内務大臣ニ於テ參事官ノ一人ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシ
ム

地方官署ハ地方官署ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理

セシムルコトヲ得

第十二條 地方官署ハ該官署及所屬ノ部ヲ管轄

部長ハ參事官ヲ以テ之ニ充ツ

該官署及各部ノ事務ノ分掌ハ内務大臣之ニ定ム

第十三條 參事官ハ地方官署ノ命令ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十四條 參事官ハ地方官署ノ命令ヲ承ケ職務ニ關スル事務ヲ掌ル

第十五條 副參事官及事務官ハ上官ノ命令ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十六條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ職務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

地方行政區劃會令、地方參事官等臨時設置制及昭和二十年勅令第

附
關

二百三十二號へ之ヲ停止ス
 本令施行ノ際、地方参事官、地方副参事官又ハ地方行政委員会
 合部十二箇ノ規定ニ依リ都府縣ノ職ニ在リ者別ニ聯合ヲ設ケ
 ラレザルトキハ、其ノ者ノ職務スル都府縣ノ區域ヲ管轄スル
 地方副参事官ノ参事官、副参事官又ハ同一官等俸給ハ地方副参事
 官ニ在リキハ、其ノ受ケル俸給額ト同額ノ俸給キトキハ、其前
 ノ額ノ俸給キトキハ、任ゼラレタルモノトス
 本令施行ノ際、地方参事官、地方副参事官又ハ地方行政委員会
 合部十二箇ノ規定ニ依リ都府縣ノ職ニ在リキハ、其ノ受ケル俸
 給額ト同額ノ俸給キトキハ、其前ノ額ノ俸給キトキハ、任ゼ
 ラレタルモノトス

(別表)

地方副参事官名額位置及管轄區域表		
名稱	位置	管轄區域
北海道地方副参事官	札幌市	樺太 北海道
東北地方副参事官	仙台市	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣
関東地方副参事官	東京市	茨城縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 東京府 神奈川縣 山梨縣 新潟縣 長野縣
東海北陸地方副参事官	名古屋市	岐阜縣 静岡縣 愛知縣 三重縣 富山縣 石川縣
畿内地方副参事官	大阪市	滋賀縣 京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 三重縣 山形縣
中国地方副参事官	廣島市	鳥取縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 山口縣

勅令第三百五十号

印
閣

九州地方總督府	關東地方總督府
福岡市	高松市
宮崎縣 鹿兒島縣 熊本縣 大分縣 福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 鹿兒島縣 宮崎縣	德島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣

